

萩原 久美子 下関市立大学経済学部教授

消滅、創生——。このところ「地方」と冠がつく提言や政策のタイトルはハリウッド映画を思わせる壮大なスケールのもので多く、想像力がいらぬ方向へ働くことがある。地方創生のための「人口維持のダム」戦略などはまさにその種のものだった。地方の中心都市に若年層の東京流出を食い止める人口の貯水池としての機能強化を図るとというのが本来の趣旨ではある。だが、「地方消滅」「地方創生」のための戦略たる「人口維持のダム」というイメージから喚起されるのは、「三丁目の夕陽」にも似た開発主義への昭和ノスタルジーを通奏低音として、迫りくる危機に立ち向かう地方の人々と、首都東京を滅亡から守る公共事業による巨大構造物というスペクタクルだ<sup>1</sup>。

さて、その物語に今回新たに「高齢者移住」というミッションが加わった。2040年までに896自治体が「消滅可能性都市」になるとの指摘で自治体に衝撃を与えた民間シンクタンク日本創成会議が今年6月、発表した新たな提言である。10年後に首都圏1都3県で介護のベッド数が13万床不足するなどの推計を前提に、医療介護拠点への高齢者の集住や外国人介護人材の受け入れを提言、そこで大都市圏から地方への高齢者移住を打ち出した。東京圏の急速な高齢化が「地方消滅」に拍車をかけ、世界都市としての競争力を失うとの危機意識は政府も共有している。この提言と平仄をあわせるように、政府の地方創生基本方針では地方創生の新型交付金における高齢者移住拠点整備への重点配分が決定している。

日本全土を俯瞰し、大所高所からヒト・モノ・カネのフローとその適正な配置を考える。なるほどそれは政策立案における一プロセスではある。しかし、創生であれ、移住であれ、そこには人の「住まい」足りうる住空間の保障がなくては始まらない。

では、その根幹をなす居住権を日本はどのように扱ってきたのか。その結果として社会は今どのような政策的帰結に直面しているのか。本特集は戦後

## はぎわら くみこ

一橋大学大学院社会学研究科博士課程単位取得退学。専門分野は労働社会学、人事労務管理論、社会政策のジェンダー分析。生活経済政策研究所主任研究員、東京大学社会科学研究所特任助教などを経て現職。

著書に『復興を取り戻す——発信する東北の女性たち』（2013年、岩波書店、共編）、『「育児休職」協約の成立——高度成長期と家族的責任』（2008年、勁草書房）、『迷走する両立支援——いま子どもをもって働くということ』（2006年、太郎次郎社エディタス）など。

日本が推し進めてきた住宅供給システムの現在を家族、世帯、ケアという切り口から検証することから始めたい。住宅ローンの融資対象と企業福祉に結びつく安定した雇用と所得の上昇、男性を主たる稼ぎ手とする標準世帯。それを前提に構築された持家社会の矛盾を問わずして、高齢者のみならず、すべての人に開かれた「住まい」の保障と移動の自由は展望しえないからだ。

日本の住宅政策は社会保障ではなく、経済浮揚と軌を一にする建設政策として位置づけられてきたと言われる。政策の柱は持家政策であり、中間所得層を対象とする持家の大衆化にあった。その持家ブームの時代、1973年1月3日の朝日新聞に掲載された「現代住宅双六」は結婚、子どもの誕生など家族の変化にあわせて狭い木造の賃貸住宅から徐々にグレードアップし、郊外の庭付き一戸建て住宅で「あがり」、という中間所得層にとっての理想を描いて見せた。一方、そうした「標準世帯」に対し、単身世帯、未婚世帯、母子世帯、高齢世帯は住宅政策にとっての「非標準世帯」として排除されてきた。

だが、住宅双六を有利に勝ち抜くための条件とされた家族、雇用、所得のありかたが大きく変化している。90年代以降、若年層では不安定雇用が増加し、住宅取得どころか成人後、親元を離れ自活すること自体が困難になっている。国勢調査（2010）では単身世帯は全世帯の3割を超え、うち高齢単身者の女性は230万人にのぼる。こうした持家社会と接点を持たない若者や母子世帯、生活困窮者への住空間保障は不透明なままだ。

かといって持家によってリスクが軽減できるというわけでもなくなった。世帯収入が下がり、ローン返済は家計を圧迫するようになっている。未成熟な中古住宅市場と日本における住宅の短い耐用年数によって、ローン返済を終えたマイホームの資産価値は高いものとはいえない。

特集の総論となる平山論文はこうした「住まい」と人々のライフコースとの関係の変化を親子関係、夫婦関係を軸として明快に論じている。独立・自立した核家族世帯が持ち家を取得し、主流を形成するというシナリオが成立しなくなっていることを多面的に分析する。持家政策の保守主義ベクトルを維持したまま、子世代の経済力の低下を親世代が補てんする持ち家の世代間移転を政策的に促進することの問題点、ポスト持家社会の課題を明らかにしてくれている。

この総論を受けての井上論文は高齢者にとっての居住の安定化という政府の移住促進政策と深くかかわるテーマを掘り下げている。サービス付き高齢者向け住宅の費用負担構造の分析などを絡めながら、居住の安定化として二つの方向性を確認する。住宅扶助の課題である「住宅の確保」と孤立を見据え日常の活動圏内をも視野に入れた「住まいを整える」である。

さらに高齢者世帯と同様、日本の住宅政策が「非標準世帯」として位置づけてきた母子世帯の住まいの現状については、葛西論文が論じる。母子世帯にとって子どものケア、就労継続、コミュニティという三つの条件の同時保障が不可欠であることを描き出す。そこから伝わるのは持家社会の中で「マイホーム」を求めて彷徨する家族の姿である。

では、すでに所有していた住宅を災害・事故という不可抗力で喪失した場合の居住権保障は現在、どうなっているのか。菅野論文は建築士という実践の目を通して福島県の仮設住宅の過酷な実態とユニバーサルデザインの重要性を訴える。ケアする者とケアされる者との関係性の構築、あるいはケア行為を組み込まない住宅設計は復興への意欲、生きる意欲を奪う。居住に対する公的保障の貧しさを目の当たりにして「住まいは箱ではない」との主張は重い。

《注》1 「地方創生」政策については本誌7月号（第222号）の特集をご覧ください。